

2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行わないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行わないでください。

【回答】今年度からスタートした新制度では、町は県に対して納付する国民健康保険事業費納付金や、町が実施する保健事業に要する費用を確保する必要があるため、毎年度、県から示される標準保険税率を参考に、税率改正の可否を検討していくことになっております。今年度の保険税率を検討するにあたり、制度移行時の混乱を最小限に抑えるために、基金や一般会計からの繰入金など、独自財源を活用することで財源不足を補い、保険税率の引き上げは行わず、据え置くこととしたところでございます。今後におきましても、基金を有効に活用し、急激な負担増を避けるための措置を講じてまいります。なお、一般会計法定外繰入につきましては、その目的が保健事業に要する費用に充てるためなど限定的なものであるため、赤字解消計画は策定しておりません。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法25条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984年当時の国庫負担率の45%の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

【回答】国や県では、保険者の医療費適正化や収納率向上等の取り組みに対する評価に応じ、財政支援が行われております。そのため、多くの交付金を獲得できるような事業を積極的に展開し、被保険者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。また、国庫負担の増額などの要望につきましては、今後も引き続き、機会を捉えて要望してまいります。

③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。

地方税法では応能割・応益割5対5を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合5対5は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5対3.5」あるいは「7対3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

【回答】平成30年度の医療給付費分は、応能割65.6%、応益割34.3%となっております。今後につきましては、状況を見極めながら検討してまいります。

④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

【回答】多子世帯に対する軽減措置の拡充を実施している市町村があることは承知しておりますが、現時点において子どもを均等割負担から除外することなどは考えておりません。新生児から等しく課税される均等割につきましては、現行の保険税率においても、可能な範囲で低く設定させていただいており、子育て世帯に対しましては、18歳までの医療費無料化や第3子以降の保育料無料化など、引き続き、町全体として支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(2)国保税の減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して4,569件と約1000件伸びましたが、滞納世帯数の2%にすぎません。(2017年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】国保税の減免・猶予制度の周知につきましては、広報やホームページへの掲載を検討するほか、様々な方面から低所得者の実情把握に努めるとともに、窓口や電話による相談体制の充実を図ってまいります。また、生活困窮者に対する保険税の減免措置につきましては、現行の規定の範囲内で運用してまいりますので、現時点において拡充することは考えておりません。窓口等における相談の内容に応じて、必要な部署と連携し、きめ細かな対応を講じてまいります。

(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も4年前(2013年)のデータから埼玉県全体で1300件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年 の 要 望 書 へ の 回 答 に は 「 差 し 押 さ え より も 自 主 納 付 を 優 先 」、 「 納 付 の 相 談 は 、 税 務 課 税 徴 収 担 当 だ け に 任 せ ず 、 国 保 担 当 と 連 携 を 密 に し て い く 」 自 治 体 も あ り ま す 。 社 会 保 障 で あ る 国 保 税 の 徴 収 や 滞 納 に 対 し て は 、 今 後 も 寄 り 添 っ た 対 応 を 行 な っ て く だ さ い 。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】滞納整理につきましては、個々の事情を十分に考慮しつつ、住民に寄り添った対応を心がけてまいります。また、財産の差押えにつきましては、税負担の公平性を確保するため、納める能力があるにもかかわらず、納税されない方に対し、国税徴収法、地方税法に基づき、滞納処分を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

資格証明書の発行について、県内では20以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年 の 要 望 書 に 対 す る 回 答 で は 「 負 担 の 公 平 」、 「 納 付 を 促 す 機 会 を 設 け る た め 」 な ど 納 税 相 談 を 誘 導 す る よ う な 回 答 も あ り ま す が 、 資 格 証 明 書 は 医 療 機 関 窓 口 で の 支 払 い は 全 額 自 己 負 担 と な り 、 低 所 得 者 世 帯 で は 医 療 費 を 負 担 で き ず 受 診 抑 制 、 手 遅 れ 受 診 に つ な が る 懸 念 が あ り ま す 。 資 格 証 明 書 の 発 行 は や め て く だ さ い 。

【回答】現在、資格証明書の該当者はおりませんが、保険税を納付できない特別の事情がない長期滞納者であり、かつ、保険税の納付指導に応じようとしない方に限り発行しております。資格証明書の発行には慎重を期しておりますが、被保険者間の負担の公平性を図るためには、やむを得ないものと考えております。

(5) 窓口負担の減額・免除について

①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

【回答】個々の事情を考慮しながら、現行の規定の範囲内で運用してまいりますので、現時点において減免基準の拡充などは考えておりません。窓口等における相談の内容により、必要に応じて、福祉部門に引き継ぐなど、きめ細かな対応を図ってまいります。

②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

【回答】減免制度の利用につきましては、近隣市町村の例なども参考に、利用しやすい方法や様式などについて研究してまいります。また、保険証への記載についてはスペースの問題もあるため、各種通知の発送時や窓口相談時などにおいて、制度を周知してまいります。

(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017 年度は 2 つ増え 25 になりました。また、検討や研究する自治体も 14 となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

【回答】国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医等を代表する委員、公益を代表する委員それぞれ 3 名の方を選出しております。公募につきましては、今後検討してまいります。

(7) 保健予防活動について

①特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】特定健診につきましては、受益者負担の観点から自己負担額として 500 円をいただいているところがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、健診項目につきましては、今年度からすべての受診者に尿酸値の項目を加えるなど改善を図っているところがございますが、他の検診と同時に受診できるようにするなど、皆様の健康管理に役立つ健診の実施に向けて、引き続き検討してまいります。

②がん検診を受診しやすくしてください。

がん検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】がん検診の自己負担額については、受益者負担の観点から応分の負担をお願いしております。今後につきましても同様に考えております。

特定健診とがん検診の同時実施につきましては、集団検診において、大腸がん検診・胸部検診をセットで受けられるようにしております。

今後も町民の方が、がん検診を受診しやすくできるよう、検討していきたいと思っております。

③保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】平成26年度から町民の健康づくりの励みとして「越生町健康づくりマイレージ事業」を実施し、自主的継続的に健康づくりに取り組んでいただいております。さらに、平成28年度から「ハイキングのまちおごせ健康長寿プロジェクト」として、「越生町健康づくりマイレージ事業」のほか、健康志向の向上を目的とした「健康長寿講座」、歩くことから始める健康づくりとして「毎日1万歩運動プラス1000歩運動」を実施しています。これらを担当している保健センターには、保健師が4名おり健康づくりに関する業務を担っています。

今後も健康寿命に延伸を目指し住民とともに健康づくりを進めていきたいと考えております。

2、後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】保養施設の利用につきましては、全町民を対象に、国保の保養施設の利用補助を行っております。補助額は、大人が2,000円、子どもが1,000円でございます。次に、人間ドックや脳ドックに加え、平成29年度から併診ドックも対象に受診費用の補助を行っております。補助上限額は、人間ドックもしくは脳ドックが25,000円、併診ドックが30,000円でございます。また、歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業で75歳の方を対象に無料で歯科健診を実施しております。最後に、健康診査の受診期間につきましては、医療機関で直接受診する個別健診を6月から翌年3月まで実施しておりますので、集団健診で受診することができない方につきましては、こちらの個別健診をご利用いただきたいと思います。なお、自己負担額につきましては、国

保の特定健診と同様に、受益者負担の観点から500円をいただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。これらの長寿・健康増進事業につきましては、ご自身の健康保持に有益な事業でございますので、引き続き利用の促進と制度周知を図ってまいります。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】現時点において、短期保険証の該当者や差押えの該当者はありません。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】本町は、総合事業を平成28年3月に開始しました。総合事業の訪問型サービスは、「訪問介護相当サービス」、通所型サービスも同様に「通所介護相当サービス」として、従来と同様なサービスを提供することによりサービスの低下にならないよう移行しております。住民からの苦情等はありませんでしたので、スムーズに移行ができたものと認識しております。

2、地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】第7期介護保険事業計画における地域支援事業の総額は、1億6,315万8千円で、各事業の内訳は、総合事業8,910万円、包括的支援事業・任意

事業7, 405万8千円を見込みました。

予算については、実績から勘案して計上しましたので、予測を超えることはないと考えますが、超えた場合には補正予算で対応いたします。

総合事業の訪問型サービスは、「訪問介護相当サービス」、通所型サービスも同様に「通所介護相当サービス」として、従来と同様なサービスを提供することによりサービスの低下にならないよう移行いたしました。また、「多様なサービス」についても、ケアマネジメントの中で適切なサービスへ繋いでいるところでございます。また、住民への周知につきましては、出前講座や広報を活用して地域支援事業について周知しています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴います介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】本町は、A型類型サービスは未実施です。訪問サービスB型については、地域支え合いサービス事業を活用しているところでございます。当該サービスの担い手は、ボランティア入門講座修了者に活動していただいたりしていますが、全ての修了者が担い手になるとは限らないので、引き続き講座は開催していきたいと考えております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】地域包括ケアシステムの重点課題は、第7期計画の中で、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、認知症施策の推進、総合的な介護予防・生活支援事業の推進を掲げております。

生活支援サービスは、訪問サービスB型を実施しております。

認知症の方への支援は、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指すため、家族・住民の理解や当事者に対する適切なサービスの提供や通える場があることだと考えます。町では、認知症ケアパスを作成したり70歳を対象とした認知症検診の実施、免許証返納者に対してタクシー券の交付、認知症初期集中

支援チーム員の設置、認知症サポーター養成講座の実施、徘徊のおそれのある方には、SOS ネットワーク事業、見守りシールの交付事業等を実施しております。定期巡回 24 時間サービスにつきましては、広域で設置したところでございます。

4、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方や当市における実態を教えてください。

【回答】埼玉県では、関係団体と協力して「介護職員しっかり応援プロジェクト」を設置し、介護職員のイメージアップや魅力ある職場づくりの促進、介護職員の給与アップ等の様々な取り組みを行っています。町は、これらの情報を介護サービス事業所等へ情報提供してまいります。

また、介護職種の技能実習制度活用については、現在のところ利用は考えておりません。

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

(1) 特別養護老人ホームを増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】特別養護老人ホームの増設につきましては、近隣市町の設置状況や高齢者実態調査の結果を踏まえ、越生町介護保険事業計画推進委員会において検討し、第7期計画では特養の増設を見送っております。

(2) 特例入所については行政が責任を持って対応してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】特別養護老人ホームの新規入所者につきましては、原則要介護 3 以上に限定されておりますが、要介護 1、要介護 2 の要介護者について、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には特例的に入所を認めることとしております。

6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてく

ださい。

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

【回答】地域ケア会議は、月1回開催しています。参加者は、管理栄養士、薬剤師、理学療法士、生活支援コーディネーター、包括の職員（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師）、保険者の8名です。事例検討の場としており、専門職の方々から助言をいただいています。実施月の翌月までには、助言をいただいた内容に取り組み、経過を翌月にご報告し、さらに必要があれば助言や指導をいただいています。

7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。交付金約200億円の内都道府県に約10億円、市町村に約190億円が交付されることになっています。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】内容については、十分精査して対応したいと考えております。

8、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっています。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】第1号被保険者の介護保険料については、介護給付費準備基金の取り崩しや標準9段階を10段階に多段階化し、介護保険料の上昇の抑制に努めました。

(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

①平成29年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げて下さい。

平成30年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】平成29年度末の財政安定化基金の残高は0円で、介護給付費準備基金の残高は、1億595万1千円です。

平成30年度介護給付費準備基金からの繰入金の予算額は、31万円、介護給付費の総額は、9億6,670万7千円を計上いたしました。

②第6期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりました。

たか。第7期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】第6期介護保険事業計画の給付総額は、29億922万5千円で、見込みの85.6%、被保険者数は、平成29年度で3,834人、見込みの102.4%となり、いずれも計画どおりであったと考えます。

第7期介護保険事業計画の給付総額は、31億696万3千円を見込み、被保険者数は、平成32年度で4,041人を見込んでいます。

9. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】町の単独支援としての利用料の減免制度は、平成29年12月サービス提供分から在宅で暮らす高齢者で非課税世帯を対象に訪問介護を利用した要介護認定者及び事業対象者の1か月の利用者負担額の一部を軽減する事業を開始しました。

その他として、社会福祉法人等による利用者負担額軽減に対する助成事業実施要綱及び訪問介護等利用者助成事業補助金交付要綱によるもの、法に基づき住民税非課税世帯にある方等が限度額を超えてサービスを利用したときは、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費、高額医療合算介護サービス費として後から給付され、負担の軽減を行っております。

第7期介護保険事業計画では、介護給付費準備基金の取り崩しや標準9段階を10段階に多段階化、また、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減強化を盛り込んでおります。なお、当町におきましては、生活保護基準を目安とした減免基準はございません。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

【回答】グループホームを含めた障害者の暮らしの場の確保や入所支援施設への整備費補助につきましては、町単独での補助は考えておりません。なお、現在のところ、越生町には登録待機者はありません。

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所

できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

【回答】 現在、越生町には入所支援施設はありませんので、まずは近隣市町村の施設を紹介しておりますが、今後につきましても、本人の希望に添えるよう、計画相談支援員などと連携し、支援してまいります。なお、現在の施設入所者は、町内0人、障害保健福祉圏域内9人、圏域外の県内5人、県外0人、合計14人です。また、グループホームは、町内10人、障害保健福祉圏域内5人、圏域外の県内5人、県外0人、合計20人です。

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】 現在のところ、越生町に登録待機者はありませんが、介護者の体調が突然悪くなるようなケースを想定し、対応を考えておく必要があります。健康福祉課の職員はケースワーカーとして、日頃から窓口や電話相談のほか、ケースによっては訪問して生活や健康状態などの把握に努めております。今後におきましても、庁内各課との連携を図るとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、関係機関と情報を共有し、一層の実態把握に努めてまいります。

2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 埼玉県が重度心身障害者医療費助成制度に所得制限を導入する目的は、限られた財源の中で、助成対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、高額所得の方には負担をしていただく、という考えに基づくものであると認識しております。越生町では、埼玉県の制度に準じて運営しておりますが、導入の目的及び所得制限の対象者数や影響額等を考慮のうえ、決定したいと考えております。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

【回答】 窓口払いのない現物給付については、平成27年4月診療分から、毛呂山町・越生町区域内の指定医療機関で開始しました。現物給付の広域化については、近隣市町村の動向を注視しながら検討してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守

る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】越生町では、埼玉県の制度に準じて運営しております。現在のところ、町単独での制度拡充は考えておりません。

なお、精神障害者の実利用人数は9人です。

3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。

身体（肢体・視覚・聴覚内部）障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】障害者施策推進協議会につきましては、近隣2市3町で共同設置しております。今後も協議会で様々な取り組みを検討してまいります。

4、障害者生活サポート事業を拡充してください。

（1）利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】生活サポート事業につきましては、県の補助金要綱に基づいて実施しております。厳しい財政状況であるため、町単独での補助は考えておりません。

（2）事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】県費補助金の増額などの要望につきましては、今後も、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

5、福祉タクシー制度などを拡充してください。

（1）福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

【回答】福祉タクシー利用料金及び自動車等燃料費補助については、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳㊦及びAの方を対象としており、精神障害者保健福祉手帳所持者は含まれておりませんが、介助者付き添いの方も含めて利用することができます。なお、所得制限や年齢制限は導入しておりません。

（2）地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】制度の対象者や内容については、引き続き近隣市町村の状況を注視しながら、検討してまいります。また、県の補助につきましては、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】現在、越生町には待機児童はありません。保育の提供体制は現行体制で足りている状況であり、新設や増設の計画は現在のところございません。

2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

【回答】待機児童はありません。入所児童の状況に対応できるよう、保育士を雇用して対応しております。

3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

【回答】保育料は、国基準より低く設定しております。また、越生町では、平成22年度から、第3子以降の保育料を無料としております。

4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

【回答】保育所の指導監査につきましては、県と共に実施してまいります。また、育児休業取得による上の子の退園など、保育の格差が生じることのないよう対応しております。

【学童】

5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】学童保育室を必要とするすべての児童が学童保育室に入室できるよう、平

成 28 年度から、町の施設を借用して、学童保育室（分室）として分離し、適正な運営をしております。

6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約 2 割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】学童支援員のうち、放課後児童支援員の研修を受講し、支援員の資格を取得した指導員は、賃金について配慮しております。

7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

【回答】児童を安全に保育するために、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」は、遵守すべき必要な基準であると考えております。

【子ども医療費助成】

8、子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学 3 年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】越生町では、平成 24 年 4 月から年齢対象を 18 歳の年度末までに拡大しております。また、埼玉県への助成対象の拡大につきましては、要望機会に要望しております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第 25 条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携

して対応してまいります。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。

3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。

4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】滞納者に対する町税の徴収は、事前に聴取・調査等をもとに担税能力の範囲内において実施しており、財産の差押えにつきましては、税負担の公平性を確保するため、国税徴収法、地方税法に基づき、適正に滞納処分を行っております。生活困窮者に対しましては、これまでも個別の生活状況等に応じた執行停止や不納欠損を実施しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】生活困窮者の状況把握につとめ、自立相談支援機関であるアスポート相談支援センター及び埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】生活困窮者の状況把握については、社会福祉協議会や民生委員などと連絡を密にし、情報共有を図っております。民生委員研修については、毎年、要望を聴いて、委員の意向に沿うような場所を研修地として選定しております。また、協議会の円滑な運営と地域における委員の活動をより支援するため、今後も活動に必要な費用を精査し補助してまいります。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

【回答】町では、生活保護の相談及び申請を受け、埼玉県西部福祉事務所に進達しております。生活保護受給決定後も被保護者の生活の様子について、県のケースワーカーからの情報提供を受け、関係機関と共有しております。

(4) 国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

【回答】越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。

(5) 生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

【回答】越生町には福祉事務所がございませんので、埼玉県西部福祉事務所と連携して対応してまいります。

以上